

# 宮城県建設関連業務設計共同体運用基準

宮城県建設関連業務設計共同体運用基準を次のように定める。

## 宮城県建設関連業務設計共同体運用基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、県が発注する建設工事に係る調査、測量又は設計の業務（以下「建設関連業務」という。）において、以下の目的のために結成される設計共同体（以下「共同体」という。）の基本的要件、結成手続き等について必要な事項を定めるものとする。

- (1) 大規模かつ高度な技術力を要する業務又は複合施設の設計施工や発注者支援業務等で複数の領域にわたる業務における専門領域の異なる技術者の確保
- (2) 県内企業の技術力向上の機会の確保

### (定義)

第2条 この基準において共同体とは、共同体（高度型）及び共同体（地域型）をいう。

- 2 この基準において、前条（1）に掲げる事項を目的として結成されるものを共同体（高度型）という。
- 3 この基準において、前条（2）に掲げる事項を目的として結成されるものを共同体（地域型）という。

### (対象業務)

第3条 共同体により実施できる業務は、設計価格が1千万円以上の業務とし、次に掲げる場合とする。ただし、発注者が認める場合は、この限りでない。

- (1) プロポーザル方式による場合
- (2) 総合評価落札方式による場合

### (共同体活用の原則)

第4条 共同体の活用は、技術力の集結等により単体企業による業務実施に比べ効果的な業務の実施ができると認められる適正な範囲にとどめるものとする。

### (結成方法)

第5条 自主結成とする。

(構成員の数)

第6条 共同体の構成員数は、業務の内容により構成員間で決定する。

(構成員の要件)

第7条 構成員は、当該発注に係る業務内容に対応する業種区分の有資格者（「建設関連業務に係る競争入札の参加資格等に関する規程」（以下「規程」という。）により承認を受けているもの）とする。ただし、共同体(地域型)においては、県内に本社・本店を有する業者を1者以上含むものとする。

(代表者の要件)

第8条 代表構成員は、規程により当該業務に対応する業種においてA等級に格付けされている者とし、構成員間において決定する。

(業務の形態)

第9条 共同体の業務形態は、分割請負型とし、一つの分担業務を複数の構成員が共同実施することは認めないものとする。

(業務の分担)

第10条 構成員の分担業務は、業務の内容により設計共同体協定書（様式第1号）において明らかにするものとする。

(構成員間の出資割合)

第11条 共同体の構成員の出資割合は、構成員間で決定する。

(編成表等の提出)

第12条 業務を実施する共同体は、業務契約締結時に設計共同体編成表（様式第2号）及び設計共同体協定書第8条に基づく協定書（様式第3号）を発注者に提出しなければならない。

(技術的要件)

第13条 構成員は、それぞれ管理技術者を配置するものとし、代表者は、管理技術者に加え、照査技術者を配置するものとする。

(結成手続き等)

第14条 共同体により競争を行わせようとするときは、あらかじめ、その旨公告をし、

入札参加資格審査申請書（様式第4号）により資格審査を行い、適格なものについて有資格設計共同体として認定する。

（入札の方法）

第15条 共同体による入札は、書面によるものとする。

（存続期間等）

第16条 業務の契約の相手方となった共同体の存続期間は、原則として当該業務契約履行後3月を経過した日までとするが、必要がある場合は委託期間履行後12月以内までとすることができる。ただし、当該期間満了後において、当該業務につき、契約不適合がある場合は、各構成員は連帯してその責めを負うものとする。

2 当該業務につき結成された共同体うち、契約の相手方とならなかったものは、当該業務契約が締結された日をもって解散されたものとみなす。

（補則）

第17条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この基準は、平成26年2月1日から施行する。

附則

この基準は、令和3年5月11日から施行する。